

令和3年度第7回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和3年10月8日(金)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時58分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	田邊 元史	出席
	2番	黒木 美由紀	出席	6番	庄倉 三保子	出席
	3番	糸田 雅樹	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適化推進委員 出欠	4番	岩指 久	欠席			
	8番	井上 武	出席	14番	板 秀樹	出席
	9番	欠員	出席	15番	頼田 洋子	出席
	10番	亀尾 和男	出席	16番	作野 英明	出席
	11番	井田 厚美	出席	17番	遠藤 宏明	出席
	12番	牛田 弘則	出席	18番	吉次 純一郎	出席
議事録署名委員	16番	作野 英明		17番	遠藤 宏明	
	出席吏員	事務局長 岡田 光政 事務局長補佐 潮 真也 産業課課長補佐 本田 秀和 建設課課長補佐 岩田 政幸 建設課地籍調査室主事 大前 拓 事務員 田邊 操枝				
傍聴人	0人					

付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	農地利用集積計画案の決定について
第5号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
第6号	地籍調査に伴う地目の照会について
協議事項	(1) 研修旅行積立金の取り扱いについて (2) 農地利用最適化推進委員の募集について
その他	(1) 農業者年金対象者リストアップについて (2) 利用権設定の更新について (3) 全国農業新聞電子版の発行について (4) 令和3年度農業委員会特別研修会について (5) 令和3年度第8回南部町農業委員会総会日程

	<p>番号 1 の報告をします。場所は現地調査資料の 6 ページをご覧ください。上側中央に と記載がある所が です。中央の赤枠が申請地です。2 ページの公図をご覧ください。 を分筆した が申請地です。町道と池の法面に挟まれた一段低い農地です。 は畑で半分にはブルーベリーが植えてあります。申請地の は草も刈ってあり保全管理されています。3 ページの土地利用計画図をご覧ください。申請者は申請地の道路を挟んだ向かい側で を営んでおられます。来客が多い時には駐車スペースが足りないため、来客用の車 12 台分の駐車場の申請です。図面中央に進入路とありますが、これは道路側からトラクターや管理機などを畑に入れる為のスロープです。4 ページの排水計画図をご覧ください。駐車場の雨水は地下浸透です。町道の雨水は駐車場の方へ流れます。駐車場と畑の境目にU字溝を設置します。雨水は暗渠排水で畑への流量を少なくします。5 ページの道路断面図をご覧ください。申請地は道路より低いので盛土をして道路と同じ高さにされます。舗装はせずに碎石仕上げです。図面の右下にU字溝の構造図が付いています。隣接する農地にも影響はなく、水利組合の承諾書もあり申請は妥当と判断しました。</p> <p>番号 2 について報告します。場所は現地調査資料の 7 ページをご覧ください。 から に繋がる の の近くになります。8 ページの公図を見てください。 、 、 が 1 筆になっています。今回の申請は です。現地は舗装整備されていて以前より道路として使用されています。9 ページの土地利用計画図をご覧ください。道路として使われている を私道への転用です。10 ページの排水計画を見てください。図面の左側から下側の側溝へ流れるようになります。</p> <p>無断転用の確認をしました。顛末書が提出されていますが、内容が不備なため修正が必要であり、保留として、会長、職務代理に委任してはどうかと言う事になりました。以上です。</p>
議長	議案第 1 号について質疑を受けます。
田邊委員	<p>番号 2 ですが、黒木委員がおっしゃるとおり顛末書が出ています。地元からの要望があったとの内容でしたが、そうであるならば要望書が出ているはずですが見当たらないと言う事でした。赤線でしたので、 さんのお父さんが、当時、トラクターや耕運機などを搬入するのに狭いと言う事で広げられたのが本当の流れではないかと思えます。顛末書を書かれる段階で私に相談でもあれば、会長や職務代理にも相談できましたが、結果、皆様にご迷惑をかけることになり、お詫び申し上げます。会長、職務代理に相談の上、今後の対応を考えたいと思えます。</p>
議長	<p>田邊委員よりお詫びの言葉もございましたが、このような案件が出た時には、農業委員、推進委員、事務局でしっかりと指導していただかなければいけません。議案に挙がってから指導と言うのはおかしいです。分からないことがあれば知識のある方に相談されて、きちんとしたものを提出していただくようにしてください。今回は、これでは許可を出すことはできません。保留として、改められたものが提出されてから執行部で判断するという形をとらせていただきたいと思います。職務代理はどのように思われますか。</p>
市川職務代理	<p>顛末書の内容が現場を見て違うと感じました。私も 3 回ほど現場を見に行っていますが、奥に家があるのは見落としていました。善意で集落の為に道路を造ったと言うのは違うと思いました。顛末書の内容の訂正が必要だと思</p>

		<p>いました。会長のおっしゃるとおり、会長、事務局、私に委任していただきたいと思います。</p> <p>また、以前に でも無断転用があり、2回ほど総会で審議していただきました。その時は指導する立場の方の無断転用で、 はどうなっているのかと言うご意見もございました。昔の常識が今の非常識と言う事があります。我々は農業委員、推進委員と言う職務についていますので、違反は正していかなければいけないと思います。田邊委員がお詫びを申されましたが、誰が悪いと言うのではなく、これからの農業のため、地域のために、委員としての業務を遂行していきたいと思います。皆で頑張りましょう。</p>
	議長	<p>皆様より他にご意見がございませんか。</p> <p>番号2については、顛末書の再提出を受けて、地元委員、会長、職務代理、事務局で再検討すると言う事でよろしいでしょうか。</p>
	一同	意義なし。
	議長	<p>議案第1号番号2については保留とします。</p> <p>議案第1号番号1についてご異議ございませんか。</p>
	一同	なし。
	議長	<p>意義なしと認め、議案第1号『農地法第4条の規定による許可申請に対する許可について』の番号1は議決承認されました。番号2については保留とします。</p>
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	<p>議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。</p>
	局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明致します。</p>
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第2号朗読及び説明（議案書3～4頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m² 合計：畑1筆 m² 用途：宅地 一般住宅（増築） 契約種別：贈与 譲渡人： 譲受人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第2種農地に該当します。転用計画は一般住宅です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>番号2 土地の表示： 登記：畑 現況：畑 地籍： m² 合計：畑1筆 m² 用途：雑種地 駐車場（業務用） 契約種別：売買 譲渡人： 譲受人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められない</p>

	<p>ため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は駐車場です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a あたり 円、全体で 円と聞いています。代替地はございません。</p> <p>番号 3 土地の表示： 登記：田 現況：畑 地籍： m² 合計：畑 1 筆 m² 用途：宅地 一般住宅 駐車場 契約種別：売買 譲渡人： 譲受人： この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は一般住宅及び駐車場です。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a あたり 円、全体で 円と聞いています。</p>
議長	<p>現地調査報告を黒木委員よりお願いします。</p>
黒木委員	<p>先ほどの調査に続いて現地調査を行いました。参加者も同じです。番号 1 について報告します。現地調査資料の 13 ページをご覧ください。の から を 方面に向かった を左折した奥になります。14 ページの公図を見てください。が さんのご自宅で、その向かいに申請地があります。現況は畑で自己管理されています。周りにはビワ、柿、イチジクが植えてあります。さんの娘さんがご結婚されて に現在離れとして住んでおられます。お風呂が無く さんのお宅に入りに行かれているそうです。子供さんも大きくなられて狭くなってきた為、娘さんのご主人である さんへ贈与されての転用です。15 ページの土地利用計画図をご覧ください。既存の離れの横に増築するために平屋を建て、据え置き型の物置と自転車置場を設置されます。16 ページの排水計画図をご覧ください。図面の左側は法面です。法面下の敷地内に U 字溝を設置し、図の左上の側溝に流れるようにします。汚水は公共下水道へ流れます。17 ページの平面図を見てください。1 号擁壁は図面の下側で平均 1300 cm、2 号擁壁は図面の側で平均 900 cm になります。18 ページの断面図を見てください。土地に傾斜がある為真砂土で盛土をされます。法面はコンクリートで仕上げられます。法面の下に U 字溝を設置します。隣地の農地に影響はなく、申請は妥当と判断しました、</p> <p>番号 2 について報告します。調査資料の 22 ページをご覧ください。を集落に入る手前になりなす。申請地は畑として利用されています。イチジクが 3 本植えてありました。申請地の向かいに さんの建物がありますが現在は空き家です。さんの娘さんで に嫁がれた さんが代表取締役をされている さんが、その離れで を開業されると言う事で、申請地を購入して の駐車場にされる為の転用です。24 ページの土地利用計画図をご覧ください。車 4 台分の駐車スペースです。町道との境界に側溝がありますが、グレーチングを設置します。26 ページの構造図にグレーチングの図面が付いています。25 ページの排水計画図を見てください。雨水は町道の側溝に流れます。以上、特に問題はな</p>

		<p>く転用は妥当と判断しました。</p> <p>番号3について報告します。28ページをご覧ください。場所は4条申請の番号2で説明した所と同じです。登記は田ですが近年は畑として野菜を作られています。31ページの排水計画図をご覧ください。雨水は図面下側の県道側の既存水路に流れます。汚水は浄化後同じく県道側の既存水路に流れます。土地が低いので32ページの断面図どおりに盛土をされます。33ページのコンクリートブロックの断面図・正面図ですが、家の後ろ側に設置されます。隣接する農地に影響はなく、水利組合の承諾書もあり、転用は妥当と判断しました。</p>
	議長	質疑を受けます。
		(質問、意見等なし)
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。
議案第3号 非農地証明書の交付について	議長	議案第3号『非農地証明書の交付について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第3号非農地証明書の交付について、下記土地について交付申請のあった非農地証明書について、交付の可否について採決を求めます。内容については局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p align="center">【議案第3号朗読及び説明(議案書5頁)】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：畑 現況：原野 地籍： m² 申請人： 長年耕作しておらず、昭和50年頃から原野の状態です。現在に至っています。議案書には平成2年と記載していますが、平成13年国土院の航空図面で確認しています。訂正をお願いします。</p>
	議長	ご異議ございませんか。
	一同	意義なし
	議長	意義なしと認め『議案第3号非農地証明書の交付について』は議決承認されました。
議案第4号 農地利用集積計画案の決定について	議長	議案第4号『農地利用集積計画案の決定について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	局長	農地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により議決を求めます。内容については、局長補佐より説明致します。
	局長補佐	<p align="center">【農地利用集積計画の内容を整理番号ごとに朗読(議案書6～9頁)】</p> <p>整理番号 152番 設定を受ける者： 1名 設定をする者 : 1名 設定をする土地： 8筆 計8,878 m²</p> <p>農地中間管理権を取得する場合 整理番号 421番</p>

	<p>設定を受ける者： 1名 設定をする者： 1名 設定をする土地： 1筆 計 2,958 m²</p> <p>以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。農地中間管理権を取得する場合には、産業課本田課長補佐より説明させていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	議案第4号について質疑を受けます
田邊委員	整理番号152ですが、親子間貸借で、存続期間が10年2ヶ月となっています。親御さんの年齢は分かりませんが、もし途中でお亡くなりになった場合はどのような契約になるのですか。
局長補佐	さんは現在 歳です。仮にお亡くなりになられた場合は、この契約は自動的に切れます。相続を行われた後に相続された方が自作されるか、または、他の方に貸されるのであれば改めて利用権設定をしていただく事になります。
田邊委員	分かりました。
議長	9ページの農業経営状況で、既に耕作している面積が m ² で今回の申請が m ² です。その違いはどうしてですか。
局長補佐	m ² は経営移譲年金受給に関わる農地で、 m ² は農業者年金と関係のない農地です。
議長	さんが既に所有されている農地と言う事ですか。
事務員	m ² は 様の世帯の耕作面積です。その内の m ² は さんが農業者年金を受給される時に後継者である さんに貸借により経営移譲された農地です。 m ² から m ² を引いた残りの面積についてですが、当時の詳しい事情はここでは分かりませんが、農業者年金の制度上、経営移譲の手続き時点で、地目は農地であるが農地でない農地は外しますし、後継者に所有権移転による経営移譲もあります。おそらく当時色々調査して経営移譲の対象から外した面積ではないかと思えます。
局長補佐	先ほどの私の説明を訂正します。 m ² の中に m ² は含まれていません。
田邊委員	m ² の内の m ² を引いた m ² は耕作されていない農地と言う事ですね。
議長	農地でないと言われましたが、誰が外したのか、農業委員会が認めたのですか。
事務員	訂正します。農地ではないではなく、耕作できる状態ではない農地です。
糸田委員	確認です。農業者年金を受給する為に経営移譲をするときに保全管理の農地は除かれると言う事ですか。
事務員	その際には、農業委員、推進委員、事務局で現況を確認して、制度に照らし合わせて外すかどうか判断します。
糸田委員	分かりました。
議長	他にございませんか。ないようでしたら機構関係の説明に入ります。局長補佐は所用により退室します。
	(産業課 本田課長補佐入室 / 局長補佐退室)
本田課長	(資料配布) 中間管理機構に関わる利用権設定の案件ですが、配分先の予

補佐	<p>定が書いてありません。このことについて説明させていただきます。</p> <p>お配りしました資料は9月議会の補正予算で議会に提出した資料の抜粋です。農地中間管理業務の中で、この度、新たに県の方が機構中間保有地再生活用事業というものを創設致しました。優良農地の一団にありながら荒廃している農地について、担い手さんより再生されるのであれば耕作したいという希望があった場合、その農地の再生費用を県と町で2分の1ずつ負担して機構の方で再生していただいて、再生後に担い手の方に貸すと言う新たな事業です。</p> <p>資料の上側が北になります。この青く囲った農地が今回ご審議いただく です。この農地は以前より農地パトロールで荒廃地として上がっていたと認識しています。今回、この農地を中間管理機構が中間保有して農地の再生を行い、中間管理機構から さんに配分して転貸する計画です。 さんから内諾もいただいています。場所は、斜めに走っている道路が になります。 の集落に入っていく の少し奥に入った所になります。機構とも話をし、11月1日付けで利用権設定を行い中間保有していただいた上で、来年の2月末ぐらいまで時間をかけて再生を行い、その後、5月1日をめぐり さんに転貸を考えています。</p> <p>さんには令和4年5月1日から令和9年12月31日までの5年8ヶ月の期間でお願いしたいと考えています。補正予算は9月議会で可決していますので、今回この利用集積計画のご承認いただきましたら再生事業を進めていきたいと思っていますので、御審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>このことについて何か質疑がございましたらお受けします。</p> <p>私からお聞きします。今後このような事が出てきた時には、その都度補正を取らないといけないのか、それとも、まとめて上げて良いのか。</p>
本田課長 補佐	<p>補正でひとつひとつ要求するのか、当初予算等である程度まとめて進めることができるのかと言うご質問だと思います。今回は、県の方が3月にある程度の補助制度が固まった関係で、うちの方が間に合いませんでした。</p> <p>さんとの調整もありましたので9月議会で補正をお願いしました。</p> <p>今後についてですが、現時点で耕作放棄地は多々あると思います。その中で、今回の さんのように担っていただけるという所がありましたら、それをまとめて当初予算で計上することもできると思います。タイミングもありますので、年度途中でも耕作しても良いと言う担い手さんが出てこられましたら、県と相談しながら補正対応も検討していくことになると思います。委員の皆様より、そのような情報をお寄せいただきましたら、随時対応したいと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>今、小さい窪をひとつにしたいという声が多く出てきています。そのような場合には、この制度が使えますか。</p>
本田課長 補佐	<p>国庫補助事業で農地耕作条件整備事業というものがあります。例えば さんが暗渠排水を直された事業などがあります。国庫補助事業の対象になるものについては対象にすることはできません。例えば窪を大きくするとなりますと、全体の圃場整備の計画を考えていく中で取り組む部分になるろうかと思いますが、まずは国庫補助事業で対応することを考えながら、どうしてもそこで出来ない場合に、この事業を充てることのできるのか、県とも相談しながら対応していく形になると思います。</p>
議長	<p>最近の方は、補助事業が使えるのなら良いが、自己資金を出してまで農地</p>

	の管理をする考えはお持ちではありません。なので補助事業でどこまでできるかお聞きしました。相談しながらと言う事ですね。
本田課長 補佐	はい。
議長	新しい補助事業が次々に出てくると思います。農業委員会にはいち早く教えていただきたいと思います。委員の皆さん方も地元の皆様に説明することができます。
	(局長補佐入室)
糸田委員	この事業について確認させていただきたいことがあります。機構中間保有再生活用事業の利用上限額が1地区当たり200万円とあります。1地区の定義を教えてください。
本田課長 補佐	要綱の中に1地区の定義がきちんと書いてありません。県にも確認しましたが、1圃場なのか、例えば地区を一気に行う場合なのか明確な答弁はいただけていません。県に確認して改めて答弁させていただきたいと思います。
糸田委員	分かりました。
市川職務 代理	事業費が100万ということですが、これは、単に草を刈ったり根を抜いたりということですか。農業に関係のない物があったり、ハウスの残骸が残っていたりした場合も全部撤去していただけるのですか。100万円の範囲の説明をお願いします。
本田課長 補佐	補助対象の範囲についてのご質問ですが、要件上は、雑木や果樹棚などの障害物の撤去、廃棄物の処理、例えばハウスの残骸の撤去は対象になります。土壌改良に関する経費や、深堀、整地にかかる費用も一応対象となっています。不法投棄と言えば語弊があるかもしれませんが、農業に関係ない物が置いてあった場合に、それらの撤去費までが含まれるかについて県に相談した時には、そのような物は含まれないと言う事でした。対象としては、先ほど説明した物については見込んで見積りをいただいています。それを見込んで100万円という金額を出していますが、地権者さんには、実際に出てきた物で、もしかしたら一部御負担をいただく部分もあるかもしれないというお話はさせていただいています。ハウスの残骸ですとか、草刈り、整地などについては対象にしていますが、迷う物が出てくるかもしれません。そこについては個別に県と相談をした上で、地権者さんに御負担いただくのか、補助の中で賄えるのか調整していきたいと考えています。
市川職務 代理	分かりました。
庄倉委員	地元委員として話をさせていただきます。この農地は長年の懸案でした。ハウスの残骸もあり、どうしてよいか困っている時に、このような事業があることを教えてもらい相談させていただきました。きれいになれば耕作してくださる担い手さんもおられたので、本当に良い事業ができたと感謝しています。農地を荒らさないためにも、これからも注意して、他の所でも活用できる所があればと思っています。本当にありがたいと思っています。
議長	10ページの農地中間管理権を取得する場合の説明もお願いします。
本田課長 補佐	説明の順番が前後してしまい申し訳ございません。中間管理権を取得する場合の利用集積計画です。配分先が書いてありませんが、荒廃農地が再生された後には、さんが耕作される予定です。賃料は、さんは10アールあたり、円を基準にされていますが、地権者のさんと話

		をされて、荒廃農地を再生後に引き受けていただける言う事で使用貸借となっています。今回の契約が終了する時に更新するかどうかの話し合いの中で改めて相談されるという事です。
	市川職務代理	以前に再生協議会か何かでやってもらった考え方と同じと言う事ですね。
	本田課長補佐	昔同じような事業がありましたが、年数がたちその事業がなくなっていました。各市町村から、再生して担い手が耕作できるようにするための助成がないか要望がありこのような事業ができました。
	議長	他にございませんか、ご異議ございませんか。
	一同	なし。
	議長	意義なしと認め、議案第4号『農用地利用集積計画案の決定について』議決承認されました。
議案第5号 非農地判断に係る特別委員会の結果について	議長	議案第5号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第5号になります。非農地判断に係る特別委員会の結果について、別冊の現地確認資料をご覧ください。内容について局長補佐より説明し、その後、各担当の委員さんより報告をお願いしたいと思います。
	局長補佐	3種類の別添資料がございます。10月8日と書いてあります資料は、本日午前中に現地調査した、 、 です。9月13日と書いてありますのが9月13日に調査した です。それから9月13日に撮った写真の資料です。詳細につきましては各担当委員さんよりお願いします。
	議長	井上委員より現地確認報告をお願いします。
	井上委員	9月13日に、田邊委員、私、潮局長補、瀧山事務員の4名で現地調査を行いました。場所は の国道から に向かう に抜ける道から の手前を左の方に入った所になります。いずれも山林化しており、一部原野の状態、非農地判定はやむを得ないと判断しました。
	議長	市川職務代理より現地報告をお願いします。
	市川職務代理	本日8時30分より行った現地調査に続いて現地確認を行いました。資料の1番から8番までですが、資料の写真をご覧ください。家がたくさん並んでいるのが です。長年耕作されておらず原野化の状態でした。そこより少し高い所に9番から11番があり、ここも原野化していました。 の12番から18番ですが、写真の中頃の は溜池です。その上側の7筆です。水利条件が悪く長年耕作されていません。 の19番から20番も耕作されておらず原野化していました。21番から25番は写真で見ていただくと分かるように山林の状態でした。以上です。
	議長	頼田委員より現地報告をお願いします。
	頼田委員	先ほど報告のありました の続きで の現地調査を行いました。 の集落に入って右の山の方に入った谷になっている場所です。何年も耕作されておらず原野化しており、農地に返すのは無理であると判断しました。
	議長	現地調査報告がございました。議案第5号について質疑を受けます。
		(質問、意見等なし)

	議長	ご異議ございませんか。
	一同	意義なし。
	議長	議案第5号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』原案どおり議決承認されました。
議案第6号		(建設課 岩田課長補佐、大前主事入室)
地籍調査に伴う地目の照会について	議長	議案第6号『地籍調査に伴う地目の照会について』上程します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第6号 地籍調査に伴う地目の照会について、このことについて、下記の通り地目の照会について審議を求めます。別冊の地目変更調書をご覧ください。詳細につきましては役場建設課地籍調査室より説明を致します。
	岩田課長補佐	議案第6号 地籍調査に伴う地目の照会について説明をさせていただきます。変更一覧につきましては地籍調査室の大前より説明致します。
	大前主事	<p>本日はよろしくお願ひします。地籍調査に於きまして、地目を農地から農地以外、または、農地以外から農地に地目変更を行う際には農業委員会に照会するものとされています。</p> <p>それでは、第6号議案の資料について説明させていただきます。農地変更調書をご覧ください。今回は、平成28年に現地調査を行った の一部、農地から農地外へ変更する74筆についてご審議をお願いするものです。</p> <p>2ページの地目変更調査という表をご覧ください。こちらの見方については、左側に通し番号がついています。左側が地籍調査前の土地の表示です。左から字名、地番、地目、地積、所有者の住所及び氏名又は名称となっています。こちらは地籍調査をする前の現在の法務局に登録されている情報です。右側は地籍調査後の土地の表示です。字名、地番、地目、地積、所有者の住所及び氏名または名称、原因及びその日付という順に並んでいます。地目につきましては現地調査を行った現況の地目、地積につきましては面積を測量した結果が表示されています。所有者の変更はありませんので空欄になっています。原因及びその日付につきましては、例えば(1)番、年月日不詳地目変更と記載されていますが、これは地目の変更の年月日が不詳ということです。続きまして(1)番の原因及びその日付に、 、 、 を合筆と書いてありますが、これは、この3筆を の1筆にしたという意味です。続きまして(2)番の原因及びその日付につきまして、年月日不詳地目変更までは先ほどの(1)番と変わりませんが、 に合筆と記載されています。これは元地番の が に合筆されたという意味です。(1)番は“を合筆”、(2)番は“に合筆”の表記になっていますので、そこで見分けていただけたらと思います。(3)番は、地積錯誤と記載されていますが、正確に測量した結果が登記されている地積と違うと言う事で、正確な地積が m²となります。その他につきましては同じように記載してありますので、お読み取りいただければと思います。</p> <p>また、現地調査の際に、災害復旧はいつの年か宿題をいただいていた。昭和59年に農地法面の災害復旧を行い、法枠して道路法面として管理することとしておりますので公衆用道路としました。</p>
	議長	災害復旧の際には、地域の方々の了解を取って、何か書き物でも取ってありますか。公共事業といえ確認が必要です。

岩田課長 補佐	ここは、農地の法面が崩落して、そこに法枠工法でコンクリートの吹付を行っています。農地の法面ですので、元々の道路寸法の変更はありません。以前は法面全体が農地でしたが、今回の災害復旧において町が全部上まで買わせてもらい、法肩までが公衆用道路として管理をさせていただくと言う事で地目変更をしていますので、元々の道路が広くなったわけでも狭くなったわけでもありません。地目の変更だけです。地元からの同意は頂いておりません。その時の土地の売買の契約書だけで行っている状況です。
議長	一般的には、地域の区長さんなどが立会などされて、何なりのものを貰われるのが現状です。今後は、町としてそのようなずさんなことがないように、農地を守る立場として言わせていただきました。皆さんより他にご質問はございませんか。
井上委員	説明のあった資料で、(1)番の、は資料に載っていますがは載っていません。他のものについても載っていない地番がありますが何故ですか。
大前主事	今回は地籍調査前の土地の表示が農地である場合のみの地番を上げております。このに関しては、元の地目が農地以外であると言う事です。
議長	今回、農業委員会に出されるのは地目が農地のみであるにご理解ください。
庄倉委員	確認です。この度の地籍調査で地目が変わる場合は、地主さんが登記するわけですが、今日見ました災害復旧で農地から道路に変わったような場合は地主さんがされるのですか、行政の方でされるのですか。
大前主事	登記は、地籍調査の場合は役場の方で全部します。ただし、所有者の変更は地籍調査では出来ませんので、地積や地目の変更のみになります。
庄倉委員	分かりました。
議長	所有者は昔のままで、現状とは違ってくると言う事ですね。個人であるように言われても何代も前や、海外におられたりした場合には現時点ではどうすることもできません。その辺のところ町民の為に何とかありませんか。
岩田課長 補佐	議長がおっしゃられたとおり、その事は全国的な問題です。法の改正も話し合わせ始めています。登記に関しては町の力だけでは非常に難しいです。法の整備を急いでいただけるように、後押しになるか分かりませんが町の方からも声を上げるようにしたいと思います。そのあたりが緩和されれば、今抱えている登記に関する問題が大きく前進するであろうと思います。
議長	私も機会があれば農業委員会会長として申したいと思います。多くの皆さんが助かる事です。他にございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	議案第6号『地籍調査に伴う地目の照会について』、別紙資料のとおり議決承認されました。
市川職務 代理	今後の日程が分かりましたら教えてください。
局長補佐	今後は、11月、12月、3月を予定しています。11月は 地区と 地区を予定しています。
	(建設課 岩田課長補佐、大前主事 退室) (休憩 15:10～15:15)

5. 協議事項 (1) 研修旅行積立金の取り扱いについて	田邊委員	— 省略 —
(2) 農地利用最適化推進委員の募集について	議長	『(2) 農地利用最適化推進委員の募集について』説明を求めます。
	局長補佐	この度、委員がご逝去されて農地利用最適化推進委員が1名欠員となりましたので賀野地区に於いて募集をかけたいと考えております。 募集要項の案をご覧ください。13 ページには募集人員、任期、身分、委員報酬等記してあります。14 ページには手続方法が記載されています。受付期間は10月21日から11月19日までとしています。15 ページに公募期間後のスケジュールを付けています。11月19日時点で募集人員を満たした場合は、その時点で募集終了となります。11月22日から26日までの間に事務局に於いて書類の審査を行い、その後、11月30日の午前11時から第1回の選定委員会を開催させていただきたいと考えています。選定委員会のメンバーは農業委員の皆様7名ですのでよろしくお願ひします。12月に開催されます農業委員会総会で審議、承認をいただき委嘱を行う予定としています。周知方法については、南部町のホームページ、情報なんぶ、防災無線を2回考えています。後任の委員さんの任期は委嘱を受けた日から令和5年7月19日までとなります。案として挙げさせていただきました。よろしくお願ひ致します。
	議長	農地利用最適化推進委員の募集について説明がございました。皆様方よりご質問等ございませんか。
		(質問、意見等なし)
	議長	事務局より説明がありましたとおりに進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。
6. その他 (1) 農業者年金対象者リストアップについて	議長	『(1) 農業者年金対象者リストアップについて』説明を求めます。
	局長補佐	別添の資料1になります。農業委員の皆様には農業者年金加入推進委員のメンバーになっていただいています。リストアップについては、農業委員、推進委員の皆様より情報の提供をお願いします。令和2年度の加入推進対象者名簿を付けています。名簿に載っている方以外で対象となられる方がおられましたら、提出用と書いてあります用紙に対象者の氏名、住所をご記入の上、次回の11月総会までに提出をお願いします。対象者は、“国民年金第1号被保険者”で、“20歳以上60歳未満”、“年間60日以上農業に従事されている”が条件です。また、本日、数種類のカラーのパンフレットをお配りしていますので、加入推進に役立てていただきたいと思います。
	議長	皆さん方から何かお聞きになりたいことはございませんか。 (質問、意見等なし)
(2) 利用権設定の更新について	議長	『(2) 利用権設定の更新について』説明を求めます。
	局長補佐	— 省略 —
	議長	このことについてご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
(3) 全国農業新聞電子版の発行について	議長	『(3) 全国農業新聞電子版の発行について』説明を求めます。
	局長補佐	— 省略 —

(4) 令和3年度農業委員会特別研修会について	議長	『(4) 令和3年度農業委員会特別研修会について』説明を求めます。
	局長補佐	— 省略 —
(5) 令和3年度第8回農業委員会総会の日程について	議長	令和3年度第8回南部町農業委員会総会は、令和3年11月10日（水）に開催します。
その他	局長補佐	— 省略 —。
8. 閉会	議長	これにて令和3年度第7回南部町農業委員会総会を閉会します。